

川崎市パラスポーツ指導者協議会会則 改正案新旧対比表 (令和6年4月1日改正)

R6.4.20 総会資料 議案3

令和6年4月1日改正	最新 (令和4年4月1日改正最終)	変更理由等
<p>川崎市パラスポーツ指導者協議会会則 (イ) <u>(ハ)</u></p> <p>(名 称)</p> <p>第1条 この会は川崎市パラスポーツ指導者協議会 (以下、「本協議会」という。) と称する。(イ) <u>(ハ)</u></p> <p>(事務局)</p> <p>第2条 本協議会の事務局を川崎市川崎区大島1-8-6川崎市障害者社会参加推進センター内におく。</p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 本協議会は川崎市におけるパラスポーツ指導者 (以下、「指導者」という。) の総括団体として、指導者の資質向上と指導者相互の連携を図り、もって障がい者スポーツの発展に寄与することを目的とする。 <u>(ハ)</u></p> <p>(事 業)</p> <p>第4条 本協議会は3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行なう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 指導者相互の情報交換に関すること。</li> <li>(2) 川崎市内の障がい者スポーツ事業への協力に関すること。</li> <li>(3) 指導者の資質の向上のための講習会・研修会の開催に関すること。</li> <li>(4) その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。</li> </ol>	<p>川崎市障がい者スポーツ指導者協議会会則 (イ)</p> <p>(名 称)</p> <p>第1条 この会は川崎市障がい者スポーツ指導者協議会 (以下、「本協議会」という。) と称する。(イ)</p> <p>(事務局)</p> <p>第2条 本協議会の事務局を川崎市川崎区大島1-8-6川崎市障害者社会参加推進センター内におく。</p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 本協議会は川崎市における障がい者スポーツ指導者 (以下、「指導者」という。) の総括団体として、指導者の資質向上と指導者相互の連携を図り、もって障がい者スポーツの発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事 業)</p> <p>第4条 本協議会は3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行なう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 指導者相互の情報交換に関すること。</li> <li>(2) 川崎市内の障がい者スポーツ事業への協力に関すること。</li> <li>(3) 指導者の資質の向上のための講習会・研修会の開催に関すること。</li> <li>(4) その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。</li> </ol>	<p>公認パラスポーツ指導者制度の変更による</p> <p>公認パラスポーツ指導者制度の変更による</p> <p>公認パラスポーツ指導者制度の変更による</p>

令和6年4月1日改正	最新（令和4年4月1日改正最終）	変更理由等
<p>(会 員)</p> <p>第5条 本協議会の会員は次に掲げる要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) (公財)日本パラスポーツ協会（以下「協会」という。）制定の公認<u>パラ</u>スポーツ指導者要綱第3条に定める資格を有し、同5条に基づく登録をされた者（以下、「協会登録者」という。）で川崎市に登録する者。(イ) (ロ) <u>(ハ)</u></p> <p>(2) 協会登録者で川崎市に登録していないが本協議会の目的に賛同し、本市において活動する意思のある者。</p> <p>(3) 協会登録者ではないが川崎市が実施する指導員養成講習会等を終了したもので、本市において活動する意思のある者。</p> <p><u>(会員の退会) (ハ)</u></p> <p><u>第5条の1 会員の退会は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>本人より、退会の申請がなされた者。</u></p> <p>(2) <u>協会の指導員登録がなされていない者。</u></p> <p>(3) <u>会費納入の期限を6ヶ月経過しても未納の者。</u></p> <p>(4) <u>本会の名誉を著しく汚したと役員会が認めた者。</u></p> <p>(登 録)</p> <p>第6条 本協議会の登録は、協会公認<u>パラ</u>スポーツ指導者要綱第5条登録・認定における登録指導者への登録を本協会の登録と<u>見なす</u>。(イ) (ロ) <u>(ハ)</u></p>	<p>(会 員)</p> <p>第5条 本協議会の会員は次に掲げる要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) (公財)日本パラスポーツ協会（以下「協会」という。）制定の公認<u>障がい者</u>スポーツ指導者要綱第3条に定める資格を有し、同5条に基づく登録をされた者（以下、「協会登録者」という。）で川崎市に登録する者。(イ) (ロ)</p> <p>(2) 協会登録者で川崎市に登録していないが本協議会の目的に賛同し、本市において活動する意思のある者。</p> <p>(3) 協会登録者ではないが川崎市が実施する指導員養成講習会等を終了したもので、本市において活動する意思のある者。</p> <p>(登 録)</p> <p>第6条 本協議会の登録は、協会公認<u>障がい者</u>スポーツ指導者要綱第5条登録・認定における登録指導者への登録を本協会の登録と<u>看做す</u>。(イ) (ロ)</p>	<p>公認パラスポーツ指導者制度の変更による</p> <p>会員の退会に係る会則を追加</p> <p>公認パラスポーツ指導者制度の変更による 字句の訂正</p>

令和6年4月1日改正	最新（令和4年4月1日改正最終）	変更理由等
<p>(会 費)</p> <p>第7条 本協議会の会費は、年額 1,100 円とする。ただし、第 5 条第 1 号に定める会員は協会への登録費に本協議会の会費が含まれるものとする。(ロ)</p> <p>2 納入した会費は、その理由を問わず、これを返還しない。</p> <p><u>(会 計) (ハ)</u></p> <p><u>第7条の1 会計については別に定める</u></p> <p>(役 員)</p> <p>第8条 本協議会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 2名以内 (イ)</p> <p>(3) 事務局長 1名</p> <p>(4) 会計 1名</p> <p>(5) 会計監事 2名以内 (イ)</p> <p>(6) 理事 若干名(広報、研修担当)</p> <p>2 役員は総会において選任する。(ロ)</p> <p>3 会長、副会長、事務局長、会計、会計監事及びその他の理事は、役員の間選により決定する。(ロ)</p> <p>(役 職)</p> <p>第9条 会長は本協議会を代表し、その業務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。</p> <p>3 事務局長は本協議会及び役員会の事務局を統括する。</p> <p>4 会計は本協議会の会計を掌握する。</p>	<p>(会 費)</p> <p>第7条 本協議会の会費は、年額 1,100 円とする。ただし、第 5 条第 1 号に定める会員は協会への登録費に本協議会の会費が含まれるものとする。(ロ)</p> <p>2 納入した会費は、その理由を問わず、これを返還しない。</p> <p><u>(なし)</u></p> <p>(役 員)</p> <p>第8条 本協議会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 2名以内 (イ)</p> <p>(3) 事務局長 1名</p> <p>(4) 会計 1名</p> <p>(5) 会計監事 2名以内 (イ)</p> <p>(6) 理事 若干名(広報、研修担当)</p> <p>2 役員は総会において選任する。(ロ)</p> <p>3 会長、副会長、事務局長、会計、会計監事及びその他の理事は、役員の間選により決定する。(ロ)</p> <p>(役 職)</p> <p>第9条 会長は本協議会を代表し、その業務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。</p> <p>3 事務局長は本協議会及び役員会の事務局を統括する。</p> <p>4 会計は本協議会の会計を掌握する。</p>	<p>会計会則を別に定めるため 会則を追加</p>

令和6年4月1日改正	最新（令和4年4月1日改正最終）	変更理由等
<p>5 会計監事は本協議会の会計を監査する。(㊦)</p> <p>6 理事は担当業務を分掌する。</p> <p>(任 期)</p> <p>第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。 なお、次期役員が決定する日まで職務を継続する。(㊦)</p> <p>2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(顧 問)</p> <p>第11条 本協議会に顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は本協議会の会員でなくとも推挙する事ができる。</p> <p>3 顧問は役員会で推薦し、本人の了解を得たうえで、会長が委嘱する。</p> <p>4 顧問は会長の諮問に応じて役員会に出席し、意見を述べる ことができる。</p> <p>(会 議)</p> <p>第12条 本協議会に総会、役員会を置く。</p> <p>(総 会)</p> <p>第13条 総会は本協議会の次の事項について議決する。</p> <p>2 会則及び諸規定の制定改廃に関すること。</p> <p>3 役員の設定に関すること。</p> <p>4 事業計画及び収支予算に関すること。</p> <p>5 事業報告及び収支決算に関すること。</p> <p>6 その他運営に関する重要事項</p>	<p>5 会計監事は本協議会の会計を監査する。(㊦)</p> <p>6 理事は担当業務を分掌する。</p> <p>(任 期)</p> <p>第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。 なお、次期役員が決定する日まで職務を継続する。(㊦)</p> <p>2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(顧 問)</p> <p>第11条 本協議会に顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は本協議会の会員でなくとも推挙する事ができる。</p> <p>3 顧問は役員会で推薦し、本人の了解を得たうえで、会長が委嘱する。</p> <p>4 顧問は会長の諮問に応じて役員会に出席し、意見を述べる ことができる。</p> <p>(会 議)</p> <p>第12条 本協議会に総会、役員会を置く。</p> <p>(総 会)</p> <p>第13条 総会は本協議会の次の事項について議決する。</p> <p>2 会則及び諸規定の制定改廃に関すること。</p> <p>3 役員の設定に関すること。</p> <p>4 事業計画及び収支予算に関すること。</p> <p>5 事業報告及び収支決算に関すること。</p> <p>6 その他運営に関する重要事項</p>	

令和6年4月1日改正	最新（令和4年4月1日改正最終）	変更理由等
<p>（総会の開催及び招集）（㍑）</p> <p>第14条 総会は年1回開催する。</p> <p>2 総会は会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）がなければ開催することができない。（㍑）</p> <p>3 会長が必要と認めた時、会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって請求があった時、会長はこれを招集する。（㍑）</p> <p>（役員会）</p> <p>第15条 役員会は本協議会の役員をもって構成し、基本的重要事項について検討・協議を行なう。</p> <p>（議 決）</p> <p>第16条 会議における議案の議決は、出席会員（委任状を含む）の過半数をもって議決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。（㍑）</p> <p>（経 理）</p> <p>第17条 本協議会の経費は次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>（1） 会費</p> <p>（2） 寄付金</p> <p>（3） 事業に伴う収入</p> <p>（4） その他の収入</p> <p>（事業年度）</p> <p>第18条 本協議会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3</p>	<p>（総会の開催及び招集）（㍑）</p> <p>第14条 総会は年1回開催する。</p> <p>2 総会は会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）がなければ開催することができない。（㍑）</p> <p>3 会長が必要と認めた時、会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって請求があった時、会長はこれを招集する。（㍑）</p> <p>（役員会）</p> <p>第15条 役員会は本協議会の役員をもって構成し、基本的重要事項について検討・協議を行なう。</p> <p>（議 決）</p> <p>第16条 会議における議案の議決は、出席会員（委任状を含む）の過半数をもって議決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。（㍑）</p> <p>（経 理）</p> <p>第17条 本協議会の経費は次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>（1） 会費</p> <p>（2） 寄付金</p> <p>（3） 事業に伴う収入</p> <p>（4） その他の収入</p> <p>（事業年度）</p> <p>第18条 本協議会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3</p>	

令和6年4月1日改正	最新（令和4年4月1日改正最終）	変更理由等
<p>月31日に終わる。</p> <p>（事務局）</p> <p>第19条 本協議会は会務執行のため事務局を設置し、会長監督のもとに運営する。</p> <p>2 事務局の機構・内容については別に定める。</p> <p>（委 任）</p> <p>第20条 この会則の施行について必要な事項は役員会の議決を経て、会長が定める。</p> <p>附則（ロ）</p> <p>1 この会則は平成14年7月20日から施行する。</p> <p>2 この会則の施行当初の事務については設立準備会の幹事が行ない、総会開催後速やかに事務等に移行するものとする。</p> <p>3 この改正会則は平成27年4月1日から施行する。（イ）</p> <p>4 この改正会則は令和4年4月1日から施行する。（ロ）</p> <p><b><u>5 この改正会則は令和6年4月1日から施行する。（ハ）</u></b></p>	<p>月31日に終わる。</p> <p>（事務局）</p> <p>第19条 本協議会は会務執行のため事務局を設置し、会長監督のもとに運営する。</p> <p>2 事務局の機構・内容については別に定める。</p> <p>（委 任）</p> <p>第20条 この会則の施行について必要な事項は役員会の議決を経て、会長が定める。</p> <p>附則（ロ）</p> <p>1 この会則は平成14年7月20日から施行する。</p> <p>2 この会則の施行当初の事務については設立準備会の幹事が行ない、総会開催後速やかに事務等に移行するものとする。</p> <p>3 この改正会則は平成27年4月1日から施行する。（イ）</p> <p>4 この改正会則は令和4年4月1日から施行する。（ロ）</p>	